

(六時下手前)

全日本國土の開發に政府マルジョアジを悉極せしめ、彼等は露國及び東亞路線をなかなく發端した。70年より前、單に全日本を舞臺法としてあるべき治田口法である。しかし、「密算した東亞の東亞をびおナナ」である。既に東亞においてはこの大算が、大算治田口法粉碎無期限ストライキに

いの。しかも各地方では法政三〇〇〇、支二二五〇〇
中二二〇〇、東廿八〇〇をもとに購買的な大衆的
決起をもつて国会派をも敢行している。又、関西に
於ても概々二〇〇〇、関東二〇〇〇、所大二六〇〇、
の御電請でもにもあらわれた如く、反軍部に對する
大衆的憤激を感ぜられて、中央国会—関西御電請
の二大軍軸には、それそれ急激な衰へを回駁しな
がら中央政府と軍へと合流しつつある。全国を以
て運動が起つたといふところからいへば、今や政治
主義の類い環に由り主義政治を成興し、包圍し、
打倒し、進歩するといふ。

他方、日大ニ民意は

法政全書廿三三〇〇の隊列を組織した時、一五〇の隊列に組み立て、しかも短期陳列にトーストに大衆を圧倒的に決起するや、独立に焦った彼等は、全兵三三を皆許すといひ、(再三彼等を使う手はないが) 権力ハの全兵三三をかり渡しを願ふことにまつて何となく自らの事業破壊、獨善私利をせむいやく多量と必死に焦っている。しかし彼等のかかる権力ハの必死の反乱公衆も何ら効を奏さなければなりたつて何事も破壊を志していくしかないのだ。

には、色々と上ナム危機に陥る。自天は、世界史的転
 換期において進めて来た我々の斗争は、砂川、羽田
 斗争以降、戦国歴史上、スロウの「平和と民主々
 義」水準を歴史的に越えて新しい政治的地平に登場
 してゐるのに対し、戦国歴史上、社会スロウは
 企業間競争による政治機能的付与といつ、競争性の中
 で未だ市民主義的戦国民主々義的斗争の母を安ん
 じてないでゐる。しかしながら現実の政治過程は、
 戦国歴史上、斗争部隊には、この歴史的変革はなく、「
 平和と民主々義」による国民的競争を単純した現代
 帝國主義競争にひびきを作り出した新たな新しい戦
 国の主義を成すものと証明してゐる。6、15、19、24

七万人（全兵三三万）大阪二万人の大政治勢力を以て
てゐる。我々は、此の戦力的計に石けう定を引張
り、枚口と一休をばうて彈正倒へまわつた日英のま
まに「愛命の行爲を粉砕して」と同時に、今一つ
我々の手ぎでまゐる「薩長」の中をまゐる「全廢絶續幹
」の中を決定的人下七二七をもつていない「段階」の過渡
的に登場してきてゐる「日本の昔」の森、中間的政
治陣営をも粉砕していかねばならない。中間主義者
といふものは、その折々の政治態度によつて「左翼」

の自利ばかりのこととする。従つて例へば愛国斗争に於て自己満足レマルシヨア大學 bodies といふロレタリヤ的買物提議をせながらも全隆義的情勢に於ては必ず忠告的に「ロレタリヤートの入下も二は買物に止まるは家校力の損傷的弊害の中を慈念としてマルシヨア秩序の枠内において止められようとする場合」
 台には大學出願一民間と一はとなつてマルシヨア秩序をなす「改革斗争」「民主代斗争」に走り、この二つが大半を占む法紛争斗争はこの中大に於ても全隆義にも全隆義の入下も二で計られていることがハッキリと見えてや全隆義の策の下に入れてもらうべく民衆批判を始めとするものがある。なほ、この愛国政治集團

は斗争進取の過程で消滅するや否や感していくもの
である。我々には彼等に聞けりあつてゐる暇はな
い。我々は更に七ヶ斗争を徹底させ、社会危機を
政治危機を、又政治危機を政治斗争を転換して反
政府の中斗争から治世の腐敗と腐敗進取の主義因
害を創り、政府危機を政治危機の創出といふ事
の連続的斗争を展開していかなければならない。

新羅帝國主義の國は、新しい戦斗的性質に導かれ、
以て國際斗争の政治的存在となすべく、沿岸内
陸としての顯著な位置を占めしむべきでないといふ
はいかなる所までも追ひつきぬ。この日英長國
公に於て佐藤は70年の東亞政策を歴史的に分析シテ
サマツてゐる。大體政治法は、防衛二法、出
入國管理法たるものである。この「出入國管理法」と
とは在日外國人へ特に60万在日朝鮮人民の一切の
政治的自由をハク奪ひ、官僚の行政処置によつて
出入國禁止、強制送還等々歐米の屈すべきに反
定し、怒害、スルクを強要するものである。その
立憲法の根柢は之に60年以前一は日韓條約に
總て70年前日本の侵略の推進のため、アジア人
民とりわけ在日朝鮮人民、中華人民への進歩を阻
むと日本がロレタニアードに排外主義ーナショナ
リズムを煽り、帝主主義の侵略に動員したところす
るものがあり、之にならば十公解散討論を管して
日本軍閥者階級の斗いの政治的實に對する機
運、行動である。従つて、この「入國法」は日本
がロレタニアードの連兵をもあり、大等立憲と
せしめての日本外交政策にしてあるのは明白である。
我が國憲法上、近代國家成立の原則性をも含み
たロレタニアード主義の口調からいへば、入國法に類
するものを訂正せねばならぬ。

2) 出入國管理法新第三案に起つての。